

第 27 号 令和2年 12 月 11 日 東ト協 適正化事業部

自動車運送事業の監査方針の一部改正等(あおり運転刑罰化)について

令和2年6月10日付けで道路交通法の一部を改正する法律が公布され、妨害運転(あおり運転)に対する罰則が令和2年6月30日付けで施行されました。

他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を 行うことは、厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年の刑に処され、また、妨害運転 により著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で5年の刑に処されます。さらに、妨 害運転をした者は運転免許を取り消されることとなります。

■警察庁「あおり運転防止」リーフレット (PDF)

これを受けて、国土交通省では下記のとおり関係通達を改正し、本通達は令和2年11月 27日から施行されています。

(改正概要)

変更点

監査方針の対象に悪質な妨害運転を加えて、行政処分の基準に事業停止処分が追加されます。これにより、運転者が「あおり運転」をした場合は3日間、「あおり運転により重大事故を起こした場合」は7日間の事業者(違反営業所等)に対する事業停止処分が課せられることとなります。

(対象となる悪質違反)

新	IΠ
薬物等使用運転、 <mark>妨害運転</mark> 、無免許運転、	酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、 無車検運行、無保険運行及び救護義務違反 (ひき逃げ)

⇒その他、関連通達等の改正原文及び新旧対照表についてご覧になりたい場合は、全ト協 HP をご参照ください。

(https://www.ita.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsutatsu kaisei202011.html)